

五戸町議会政務活動費の運用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、五戸町議会政務活動費の交付に関する条例（令和6年五戸町条例第20号。以下「条例」という。）及び五戸町議会政務活動費の交付に関する規則（令和6年五戸町規則第2号）に定めるもののほか、政務活動費の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(支出の原則)

第2条 政務活動費は、政務活動（条例第2条第1項に規定する政務活動をいう。以下同じ。）に要する経費以外の経費に支出してはならない。この場合において、政務活動が他の活動と一体になっているときは、合理的な方法により、活動実態に応じて政務活動に係るものとその他の活動に係るものとを適切に区分するものとする。

2 政務活動費は、政務活動の範囲内で、社会通念上妥当であると認められるものに要した費用の実費に充当することを原則とする。

(政務活動に要する経費細目)

第3条 条例第2条第2項に規定する経費の細目は、別表のとおりとする。

(調査研究等の実施申請)

第4条 議員は、政務活動費を使用して調査研究、研修、要望、陳情等を行おうとするときは、あらかじめ調査研究等実施申請書（様式第1号）を議長に提出し、承認を得なければならない。

(領収書等の整理等)

第5条 条例第5条第1項に規定する政務活動費支出状況報告書（以下「支出状況報告書」という。）に添付する領収書等は、原則として領収した個人の氏名、日付、金額及び内容が明記されたものとし、領収書等貼付用紙（様式第2号）に貼付するものとする。

2 領収書等貼付用紙は、項目ごとに整理し、政務活動費支出明細書（様式第3号。以下「支出明細書」という。）にその支出内容等を記載するものとする。

(支出状況報告書の添付書類)

第6条 議員は、政務活動費の支出について、条例第2条第2項に規定する経費の項目ごとに前条第2項の支出明細書を作成し、前条第1項の支出状況報告書と併せて提出しなければならない。

2 議員は、政務活動費を使用して調査研究、研修等を行ったときは、調査研究等実施

報告書（様式第4号）を作成し、議長に提出しなければならない。

- 3 政務活動費の支出に当たり、社会慣習その他の事情により領収書又はこれに類する書類を徴し難いときは、政務活動費支出申出書（様式第5号）をもってこれに代えるものとする。

（支出状況の公表）

第7条 政務活動費に係る収支報告及び残余の額の返還が完了し、各議員の支出額が確定したときは、議長は、これを議会のホームページに掲載し、公表するものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

項目	支出することができる経費	支出することができない経費
調査研究費	・ 運賃及び特急料金等 ・ タクシー、レンタカー等の借上料 ・ 有料道路使用料、駐車料金 ・ 燃料代（自家用車利用の場合を除く） ・ 車賃（自家用車利用の場合） ・ 宿泊費 ・ 資料代 ・ 調査委託に要する経費	・ 視察先への土産代 ・ 旅行保険料 ・ 海外視察に係る経費 ・ 飲食に係る経費
研 修 費	・ 運賃及び特急料金等 ・ タクシー、レンタカー等の借上料 ・ 有料道路使用料、駐車料金 ・ 燃料代（自家用車利用の場合を除く） ・ 車賃（自家用車利用の場合） ・ 宿泊費 ・ 研修会等受講料、負担金、会費 ・ 会場使用料（機材借上料含む） ・ 講師謝礼	・ 茶菓子代 ・ 飲食に係る経費 ・ 旅行保険料 ・ 政治団体等の大会、研修会等への参加に係る経費 ・ 親睦、飲食を主目的とした会合への参加に係る経費
広報・広聴費	・ 広報紙、報告書等の印刷代、写真代 ・ 広報紙、報告書等の送付費用 ・ 会場使用料（機材借上料含む）	・ 議員個人、政党の宣伝活動に係る経費 ・ 茶菓子代 ・ 後援会主催の報告会に係る経費
要望・陳情活動費	・ 運賃及び特急料金等 ・ タクシー、レンタカー等の借上料 ・ 有料道路使用料、駐車料金 ・ 燃料代（自家用車利用の場合を除く） ・ 車賃（自家用車利用の場合） ・ 宿泊費	・ 会派で承認されない議員個人による要請・陳情に係る経費 ・ 茶菓子代 ・ 飲食に係る経費 ・ 旅行保険料
会 議 費	・ 資料印刷、コピー代 ・ 会場使用料（機材借上料含む）	・ 飲食を主たる目的とする会議、打ち合わせ

	・湯茶、茶菓子代	・飲酒を伴う会合
資料作成費	・印刷、コピー代 ・写真代	・選挙活動の資料作成費用
資料購入費	・書籍代（電子書籍） ・専門雑誌の購読料 ・新聞購読料（専門紙） ・CD-R等購入費 ・有料データベース利用料	・所属政党の図書、雑誌等の購入費用 ・新聞購読料（一般紙）
事 務 費	・事務用消耗品の購入費用 ・郵便料 ・事務機器リース料 ・通信料（携帯電話使用料、インターネット使用料等）	・備品（取得価格10,000円以上）の購入費用 ・電報 ・挨拶状、名刺代 ・慶弔費、見舞金、餞別、寸志の類 ・政治団体等への賛助金、会費、寄付金 ・後援会などの私的支出に係る経費 ・自宅等の固定電話料金

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

五戸町議会議長 様

五戸町議会議員 ⑩

調査研究等実施申請書

五戸町議会政務活動費の運用に関する規程第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

実 施 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
場 所	
対応者又は主催者	
参 加 者 名 (人)	
目 的	
行 程	
予 算 額	円
備 考	

注 「行程」については別紙（任意様式）に記載し、添付すること。

領 収 書 等 貼 付 用 紙

項 目		件 名	
領 収 書 等 貼 付 欄			

※領収書等の原本は、重ならないように貼り付けること。

様式第3号（第5条関係）

政務活動費支出明細書（議員名 ）

(費・枚のうち枚)

[illegible]

様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日

五戸町議会議長 様

五戸町議会議員 ⑩

調査研究等実施報告書

実 施 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
場 所	
対応又は主催者	
参 加 者 名 (人)	
目 的	
概 要 及 び 所 見	
経 費	円 (内訳は別紙のとおり)

注 会議・研修資料等があれば添付すること。

別紙

調査研究等経費内訳

(氏名)

調査研究費 ・ 研修費 ・ 要望・陳情活動費（いずれかを○で囲む）					
交通費	交通機関	経路	計算	計	備考
			円× 人	円	
			円× 人	円	
			円× 人	円	
			円× 人	円	
			円× 人	円	
	タクシー			円	
	レンタカー			円	
	有料道路料金			円	
	駐車料金			円	
	燃料代			円	
				円	
宿泊費	宿泊日	宿泊先	計算	計	備考
			円× 人		
			円× 人		
			円× 人		
資料代		円× 人＝		円	
		円× 人＝		円	

合計	円
----	---

注 行程表（任意様式）を添付すること。

様式第 5 号（第 6 条関係）

政務活動費支出申出書

金 額	円
項 目	☐調査研究費 ☐研修費 ☐広報・広聴費 ☐要望・陳情活動費 ☐会議費 ☐資料作成費 ☐資料購入費 ☐事務費
内 容	
支払年月日	年 月 日
支 払 先	

上記のとおり支出があったことを申出します。

年 月 日

五戸町議会議長 様

議員氏名

印